

◎児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）	1
◎平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（抄）	14
◎児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	24
◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	27
◎障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）	29
◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）（抄）	32
◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第二条の規定による改正後の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）	34
◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第三条の規定による改正後の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）	35
◎身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）	36
◎知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）	37
◎独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（抄）	38
◎生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（抄）	39
◎売春防止法（昭和三十一年法律百十八号）（抄）	40
◎学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）（抄）	41
◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）	42
◎次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）（抄）	43

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	44
◎健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）	49
◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	50
◎地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	51
◎地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	53
◎地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	54
◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	55
◎社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	57
◎地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）	58
◎国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）	64
◎公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）	65
◎法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）	66
◎地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	67
◎判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）	69
◎日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）	70
◎東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）	72

平成二十三年度における子ども手当の支給に関する特別措置法案 参照条文

◎児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

（受給者の責務）

第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 児童手当の支給

（支給要件）

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- イ 三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。）
- ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童
- 二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
- 三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監

護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。

- 2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に依りて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（児童手当の額）

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万円に児童手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に依りて、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

（認定）

第七条 支給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした支給資格者に対し、児童手当を支給する。

- 2 児童手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

- 3 支給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場

合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

(未支払の児童手当)

第十二条 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきで

あつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2 第七条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該市町村

4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。

5 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

(市町村に対する交付)

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ交付する。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため

、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主
- 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法		標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法		標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法		給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法		標準報酬の月額	標準期末手当等の額

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

(拋出金の徴収方法)

- 第二十二條 拋出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。
- 2 前項の拋出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。
- 3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。
- 5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。
- 6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拋出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。
- 7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。
- 8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。
- 9 政府は、拋出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拋出金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。
- 10 第一項から第八項までの規定による拋出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項の規定による拋出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(時効)

第二十三條 児童手当の支給を受ける権利及び拋出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 児童手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（審査請求）

第二十四条の二 第二十二条第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（届出）

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(児童育成事業)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。

(事務の区分)

第二十九条の三 この法律（第二十九条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑

法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附 則

（特例給付）

第六条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、第四条に規定する要件に該当するもの（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、第二十条第一項に規定する一般事業主又は第十八条第三項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。

4 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

5 第一項から第三項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

(三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付)

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童(以下この条において「小学校修了前特例給付支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。)(であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下この条において「三歳以上小学校修了前の児童」という。))

ロ 三歳以上小学校修了前の児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。

2 前項の給付は、同項各号のいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の同項の給付については、前々年の所得とする。以下同じ。)(が、第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、支給しない。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、第五条第二項に規定する政令で定めるところによる。

4 第一項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 第一項の給付の支給要件に該当する者(次号において「小学校修了前特例給付支給資格者」という。)(に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のすべてが三歳以上小学校修了前の児童である場合次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額

ロ 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額

二 小学校修了前特例給付支給資格者に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のうちに十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額

ロ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が二人以上いる場合一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額

5 第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八條第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九條中「第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七條第五項において準用する第八條第一項の規定により行う附則第七條第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と、第二十六條第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。

7 第一項の給付に係る第二十九條の三の規定の適用については、同条中「第二十九條」とあるのは「第二十九條（附則第七條第五項において準用する場合を含む。）」と、「第十七條第一項」とあるのは「第十七條第一項（附則第七條第五項において準用する場合を含む。）」とする。

8 第一項から第六項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八条 当分の間、第十八條第一項に規定する被用者又は第十七條第一項に規定する公務員であつて、前條第一項に規定する要件に該当するもの（同條第二項の規定により同條第一項の給付が支給されない者に限る。）に対し、同項の給付に準じた給付を行う。

2 前項の給付は、同項に規定する被用者又は公務員であつて、同項に規定する要件に該当する者の前年の所得が、附則第六條第二項において準用する第五條第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、支給しない。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、附則第六條第二項において準用する第五條第二項に規定する政令で定めるところによる。

4 第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九條まで（第十八條第二項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで、第三十條及び前條第四項の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八條第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一」とあるのは「三分の一」と、第十九條中「第八條第一項の規

定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第八条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第八条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

◎平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（抄）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度等における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

（受給者の責務）

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、前条の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

第二章 子ども手当の支給

（支給要件）

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

三 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(子ども手当の額)

第五条 子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とする。

(認定)

第六条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年九月（同年八月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月、六月及び十月にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子どもの手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十七条の規定による届出をせず、又は同条第二項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一条 子ども手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていないかったものがあるときは、その者が監護していた子どもであつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)	当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者
二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。)	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)

2 第六条第二項の規定は、前項の規定によって読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第六条第一項の認定を受けた者については、第七条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(子ども手当の支給に要する費用の負担)

第十七条 子ども手当の支給に要する費用(第二十条第一項又は第二項の規定に基づき児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。)については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

- 一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国
- 二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

- 三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村
3 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(市町村に対する交付)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者（児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。次号、第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）がいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十三分の十一

二 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子どもがいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 三十九分の十九
三 三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。次号において同じ。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下この号から第六号までにおいて「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第六号までに掲げる費用を除く。） 三十九分の二十九

四 その者に係る三歳以上の子どもがすべて三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から二を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

五 三歳以上小学校修了前の子どもが二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童手当法第三条第一項に規定する児童（次号において「小学校修了後高等学校修了前の児童」という。）が一人いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から一を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

六 三歳以上小学校修了前の子どもが一人以上あり、かつ、小学校修了後高等学校修了前の児童が二人以上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

七 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子ども（以下この号並びに附則第四条第二号及び第五条において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十分の十

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

第四章 児童手当法との関係

(児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識)

第十九条 第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

(受給資格者における児童手当法の適用)

第二十条 受給資格者のうち児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十二条まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2 受給資格者のうち児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、児童手当法の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の児童手当等の支給に係る特例)

第二十一条 児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条

において「児童手当等受給資格者」という。）に對する、平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条及び附則第三条において「特例給付等」という。）については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

（児童育成事業の特例）

第二十二條 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当」とする。

第五章 雜則

（子ども手当に係る寄附）

第二十三條 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に對し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。

（時効）

第二十四條 子ども手当の支給を受ける権利及び第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第十三条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第二十五條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十六条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十七条 第七条第一項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成二十二年六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十六条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十九条 市町村長は、子ども手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、第六条(第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第三十条 第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の区分)

第三十一条 この法律(第二十三条及び前条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生労働省令への委任)

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(認定の請求等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、児童手当法第七条(同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七

条第五項及び第八条第四項において準用する同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けている者（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、施行日において第六条第一項（第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第五条第一号において同じ。）の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

（子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置）

第四条 次の各号に掲げる者（前条の規定により第六条第一項の規定による認定の請求があつたものとみなされた者を除く。）が、平成二十二年九月三十日までの間に同項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

- 一 施行日において現に子ども手当の支給要件に該当している者 施行日の属する月
- 二 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者の養育する子どものすべてが小学校修了後中学校修了前の子どもであるもの 其の者が子ども手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第五条 次の各号に掲げる者が、平成二十二年九月三十日までの間に第八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

- 一 附則第三条の規定により第六条第一項の規定による認定の請求があつたものとみなされた者であつて、施行日において現に小学校修了後中学校修了前の子ども（施行日の前日が十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日である者を除く。）を養育していることにより子ども手当の額が増額することとなるに至つた者 施行日の属する月
- 二 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に小学校修了後中学校修了前の子どもを養育することとなつたことにより子ども手当の額が増額することとなるに至つた者 当該小学校修了後中学校修了前の子どもを養育することとなつた日の属する月の翌月

（政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第六条の二 （略）

②③⑦ （略）

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第一項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

⑨ （略）

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② （略）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

②③⑦ （略）

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する施設給付決定保護者（以下この条において「施設給付決定保護者」という。）が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院（以下「入所等」という。）の申込みを行い、当該指定知的障害児施設等から障害児施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対し、当該指定施設支援に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び治療に要する費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、障害児施設給付費を支給する。

②・③ （略）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②⑥ (略)

第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分
の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は
児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

② (略)

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十二条 知的障害児施設は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第四十三条の二 盲ろうあ児施設は、盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十三条の三 肢体不自由児施設は、肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする

る施設とする。

第四十三条の四 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一・二 (略)

三 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

五〃十 (略)

第五十六条 (略)

② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④ ⑩ (略)

◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第六条の三 （略）

②③⑦ （略）

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に關し相當の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第一項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

⑨ （略）

第六条の四 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② （略）

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する入所給付決定保護者（以下この条において「入所給付決定保護者」という。）が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）又は指定医療機関（以下「指定障害児入所施設等」と総称する。）に入所又は入院（以下「入所等」という。）の申込みを行い、当該指定障害児入所施設等から障害児入所支援（以下「指定入所支援」という。）を受けたときは、当該入所給付決定保護者に対し、当該指定入所支援に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び治療に要する費用（以下「入所特定費用」という。）を除く。）について、障害児入所給付費を支給する。

②・③ （略）

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

第四十三条の二 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 三 (略)

四 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

五 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用
六 十二 (略)

第五十六条 (略)

② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④ ⑩ (略)

◎障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

第五条（略）

2 4 （略）

5 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

6 11 （略）

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

13 22 （略）

（介護給付費等の支給決定）

第十九条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

2 4 （略）

（介護給付費又は訓練等給付費）

第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2 9 （略）

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限り。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

一 支給決定障害者等が、第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。

二 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ 第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）

ロ 第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる施設（以下「基準該当施設」という。）

三 その他政令で定めるとき。

2・3（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第百十一条の規定 平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日

（自立支援給付の特例）

第二条 児童福祉法第六十三条の四及び第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第十九条から第二十五条まで、第二十九条から第三十五条まで、第七十条、第七十一条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条の規定の適用については、障害者とみなす。

（旧法施設支援に関する経過措置）

第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、市町村は、支給決定

障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。次条において「特定旧法指定施設」という。）から、旧法施設支援（以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援（厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費を支給する。

2・3 （略）

第四十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（旧法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項及び次項において「身体障害者更生援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該身体障害者更生援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

2・3 （略）

第五十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一条の五に規定する知的障害者デイサービスセンター及び旧法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームを除く。以下この項及び次項において「知的障害者援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該知的障害者援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）（抄）

（障害者自立支援法の一部改正）

第二条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五条第一項中「重度訪問介護」の下に「、同項援護」を加え、同条中第二十二項を第二十三項とし、第四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「同項援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第三項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

二 附則第七十三条の規定 この法律の公布の日又は地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九

条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条及び第七十条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

第六十一条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文章名の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号」に改める。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正）

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条十三項」を「同条第十四項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）別表第一及び別表第二

◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するため
の関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第二条の規定による改正後の障害者自立支援法（平成十七年法律第百
二十三号）（抄）

第五条（略）

23 12（略）

13 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービ
スを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

14 23（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百一条の規定 平成二十四年四月一日

（自立支援給付の特例）

第二条 児童福祉法第六十三条の四及び第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第十九条から第二十五条まで、第二十九条から
第三十一条まで、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第七十条、第七十一条、第七十六条の二、第九十二条、第九十四条及び第九
十五条の規定の適用については、障害者とみなす。

◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第三条の規定による改正後の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

第五条（略）

2 11（略）

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

13 27（略）

附 則

（自立支援給付の特例）

第二条 児童福祉法第六十三条の二及び第六十三条の三の規定に係る児童は、第十九条から第二十五条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十四条、第三十五条、第五十一条の五から第五十一条の十まで、第五十一条の十四、第五十一条の十五、第七十条、第七十一条、第七十六条の二、第九十二条、第九十四条及び第九十五条の規定の適用については、障害者とみなす。

2（略）

◎身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

第十八条 （略）

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならぬ。

（更生援護の特例）

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第十八条及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

◎知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）

（障害者支援施設等への入所等の措置）

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 （略）

二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはほのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 （略）

2 （略）

附 則

（更生援護の特例）

3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条の四、第十六条（第一項第二号に限る。）及び第二十二條から第二十七條までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

◎独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。
- 二、五 （略）

◎生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（生活扶助の方法）

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

254 （略）

（種類）

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 救護施設
 - 二 更生施設
 - 三 医療保護施設
 - 四 授産施設
 - 五 宿所提供施設
- 2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 456 （略）

◎売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）（抄）

（婦人保護施設）

第三十六条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

◎学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）（抄）

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 （略）

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（児童福祉法等の特例）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 私立認定保育所の保育費用（児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。）については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、私立認定保育所における保育を行うことに係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならない。

5・8 （略）

◎次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）（抄）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2
8 （略）

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（目的）

第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に關し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に關する政府の經理を明確にすることを目的とする。

（勘定区分）

第百十條 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第百十一條 基礎年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一・二 （略）

2 5 （略）

6 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 一時借入金の借換えによる収入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 児童手当交付金
 - ロ 一時借入金の利子
 - ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
 - ニ 児童手当の業務取扱費
 - ホ 児童育成事業費
 - ヘ 業務勘定への繰入金
 - ト 附属諸費
- イ 一般会計からの繰入金
- ロ 国民年金勘定からの繰入金
- ハ 厚生年金勘定からの繰入金
- ニ 健康勘定からの繰入金
- ホ 児童手当勘定からの繰入金
- ヘ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項の規定による納付金
- ト 附属雑収入

二 歳出

- イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
- ロ 国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費（日本年金機構が行う措置に係るものを除く。）
- ハ 日本年金機構への交付金
- ニ 独立行政法人福祉医療機構への交付金
- ホ 厚生年金勘定への繰入金
- ヘ 年金積立金管理運用独立行政法人への出資金及び交付金

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の

貸借対照表及び損益計算書（福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百十三条 （略）

2・3 （略）

4 児童手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに同条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。

5 （略）

（他の勘定への繰入れ）

第百十四条 （略）

2・7 （略）

8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 （略）

（児童手当勘定の積立金）

第百十八条 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

（業務勘定における剰余金の処理）

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控

除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び児童手当勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第二百十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一、三 (略)

四 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に繰り入れた金額が、当該年度における児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

五、七 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(一時借入金の借換え等)

第二百十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3 (略)

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附 則

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二

条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年子ども手当支給法第七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十二年子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十二年子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

◎健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

第五百九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）
第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第五百九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）とする。」とする。

◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

附 則

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第八条の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）とする。」とする。

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

②③⑧（略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

⑩⑪⑰（略）

第二百六十三条の三 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

②③⑤（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務
（略） 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）	（略） 第七条第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。）
東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第	第三条第一項において準用する旅券法第八条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

◎地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一、十四 （略）

十五 児童手当に要する経費

十六、二十九 （略）

（子ども手当に要する経費に係る特例）

第三十九条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第十條第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。

◎地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

附 則

（平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の三 （略）

一 （略）

二 二兆七千六百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 （略）

2・3 （略）

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合計額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一、十一 （略）

十一の二 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
十二、十四 （略）

（児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例）

第二十九条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（国又は都道府県の指導等）

第三十一条 （略）

2 （略）

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に関する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 （略）

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）

第八条 平成二十二年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、同号中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二法律第十九号）第六条」と、第二十九条

の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

別表第一（第二条関係）

一、二十八（略）

二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

二十九の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度法律第十九号）

三十 高齢者の医療の確保に関する法律

三十一、三十三（略）

◎地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む。以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により生じた児童手当に要する費用についての地方公共団体の財源の不均衡があること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第四百十三条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村に対して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当及び子ども手当特例交付金（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生に対処するために平成二十三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補てん特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額（平成二十三年度にあっては、当該額に次条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金総額を加えた額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において第四条第三項又は第五項の規

定により交付すべき減収補てん特例交付金の額（平成二十三年度にあっては、当該額に次条第三項又は第六項の規定により交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額を加えた額）とする。

（児童手当及び子ども手当特例交付金の額）

第三条 平成二十三年度分として交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（次項及び第五項において「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

2. 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第四項第六号及び第九号において「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

3 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象都道府県 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

二 調整対象外都道府県 調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数で按分した額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整対象都道府県 総務省令で定める期間における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える都道府県

二 調整対象外都道府県 調整対象都道府県以外の都道府県

三 子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数（第六号において同じ。）

四 児童手当対象児童の数 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支

給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものの数

五 児童手当引上対象児童数 三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額 平成二十二年度において、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第二項に規定する都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額及び同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象都道府県に交付された額

八 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額 平成二十二年度において、旧法第三条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額のうち、調整対象都道府県に交付された額

九 調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

五 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第七項第六号及び第九号において「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

六 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象市町村 調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

二 調整対象外市町村 調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市町村の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整対象市町村 総務省令で定める期間における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える市町村及び都が第三項第一号に規定する調整対象都道府県である場合の特別区

二 調整対象外市町村 調整対象市町村以外の市町村

三 子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数（第六号において同じ。）

四 児童手当対象児童の数 児童手当法附則第七条第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものの数

五 児童手当引上対象児童数 三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六 調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数の市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額 平成二十二年度において、旧法第三条第四項に規定する市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額及び同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象市町村に交付された額

八 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額 平成二十二年度において、旧法第三条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額のうち、調整対象市町村に交付された額

九 調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

（減収補てん特例交付金の額）

第四条 毎年度分として交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該額に五百億円を加えた額。次項及び第四項において「減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）の五分の二に相当する額（次項において「都道府県減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、都道府県減収補てん特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）の五分の三に相当する額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額。次項において「市町村減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、市町村減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、市町村減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該按分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額を加えた額）とする。

（算定の時期等）

第五条 総務大臣は、第二条第四項に規定する地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

（地方特例交付金の交付時期）

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期

公布時期ごとに公布すべき額

四月	前年度の当該地方公共団体に対する減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額の 前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付 金の額を控除した額

2 平成二十三年度及び平成二十四年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に對する割合を乗じて得た額」とあるのは、平成二十三年度にあつては「児童手当及び子ども手当特例交付金の額に当該年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額の前年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額に對する割合を乗じて得た額及び前年度の当該地方公共団体に對する減収補てん特例交付金の額に都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額の同項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額に對する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額の同項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額に對する割合を乗じて得た額の合算額」と、平成二十四年度にあつては「減収補てん特例交付金の額に都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収てん特例交付金総額の同項に規定する市町村減収てん特例交付金総額に對する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収てん特例交付金総額の同項に規定する市町村減収てん特例交付金総額に對する割合を乗じて得た額」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合においては、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第十一条 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び第五条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

◎国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（交流派遣職員に関する児童手当法の特例）

第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

◎公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

（派遣職員に関する児童手当法の特例）

第八条 派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

◎法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（児童手当法の特例）

第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

◎地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（児童手当に関する経過措置）

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律に係る特例）

第五条 平成二十二年四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「含む。以下この条において同じ。」とあるのは「含む。」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第四条に規定する要件」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「」の認定」とあるのは「」に対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは「その認定の請求」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

平成二十二年四月二日から平成二十三年九月三十日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他同法附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあり、及び「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

◎判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）

（児童手当法の特例）

第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

◎日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

（服務の本旨）

第二十三条 （略）

2 （略）

3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。

（制裁規程）

第二十六条 （略）

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

（業務の範囲）

第二十七条 （略）

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二 五 （略）

（報告及び検査）

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があるとき、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 （略）

附 則

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)

第七十五条 機構が、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)(第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第四十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」とあるのは「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)(第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。))と、第二十六條第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法(平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。))」と、第二十七條第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法」と、及び同條第八項とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項」と、第四十八條第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法(平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。))」とする。

◎東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2・3 （略）

（平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の拠出金の免除の特例）

第二百二条 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額（第二号に掲げる者にあつては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。）を免除するものとする。

- 一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで
- 二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで